

南九州市告示第85号

南九州市地区公民館業務の委託に関する要綱及び南九州市地区公民館活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月30日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市地区公民館業務の委託に関する要綱及び南九州市地区公民館活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(南九州市地区公民館業務の委託に関する要綱の改正)

第1条 南九州市地区公民館業務の委託に関する要綱(令和3年南九州市告示第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「や生涯学習」を削る。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「別表に定める額」を「月額78,750円」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条の見出しを「(委託する業務)」に改め、同条中「地区公民館の」を「地区公民館長に委託する」に、「業務をいう」を「業務とする」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(地区公民館長)

第2条 前条に規定する地区公民館長は、各地区の推薦により市長が委嘱し、その委嘱期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 地区公民館長が欠けた場合は、市長は速やかに各地区の推薦による補欠地区公民館長に委嘱するものとする。ただし、その委嘱期間は前任者の残任期間とする。

別表を削る

(南九州市地区公民館活動補助金交付要綱の改正)

第2条 南九州市地区公民館活動補助金交付要綱(令和3年南九州市告示第16号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。